

宮監第121号
令和2年7月3日

請求人 (略) 様

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 小林 紀 夫

同 福田 智 恵

住民監査請求について (通知)

令和2年5月20日付で收受いたしました地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、下記の理由により却下します。

記

法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面（以下「事実を証する書面」という。）を添えて、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることを規定している。

本件請求において、請求人は、給付対象者1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」の支給について、当該給付金の郵送申請手続きが遅く支給まで1か月の時間を要することへの説明と調査、他市よりも遅延している事由の公表、遅延のため生活保護費申請

の増大を招き財政圧迫を招きいれていることを主張している。

本件請求においては、請求の対象となる違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実や当該行為により生じている市の損害、請求する措置が不明確であり、事実を証する書面が添付されておらず法第242条で定める要件が整っていないことから、令和2年6月1日付宮監第86号により補正を依頼した。

令和2年6月5日付けで収受した補正書においても、請求の対象となる行為や市の損害、請求する措置の記載は認められず、事実を証する書面の添付もされておらず、補正の期限を経過した。

住民監査請求の対象について、裁判例では「住民監査請求は、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示してしなければならない。」（平成2年6月5日最高裁判所判決）としている。

請求人の主張は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実を個別的、具体的に摘示しておらず、また、その事実を証する書面も提出されておらず、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実についての請求であるとは認められない。

以上により、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。